

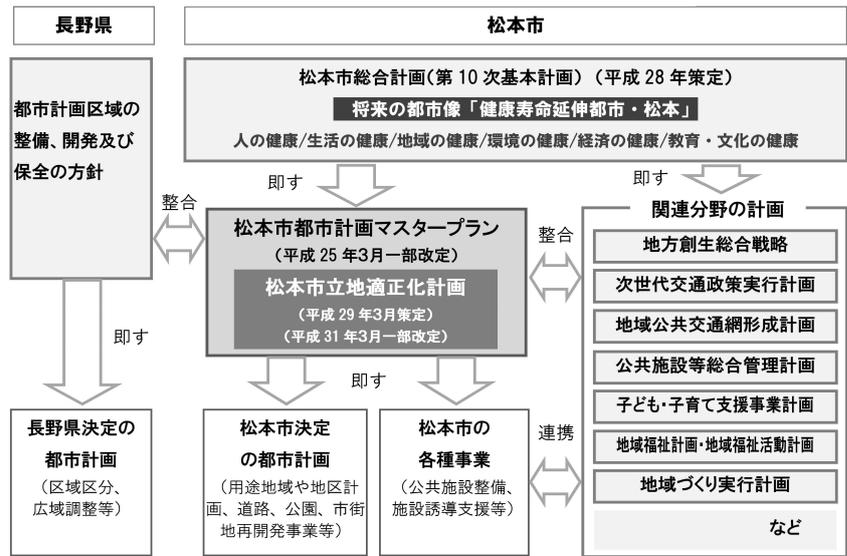
松本市都市計画マスタープランの概要

1 計画の位置づけ

(1) 法制度及び計画体系上の位置づけ

- ・「松本市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市の都市計画を総合的かつ体系的に示す長期的な指針として、市が個別の都市計画を決定・変更する場合の拠り所となる。
- ・都市計画マスタープランを定める際には、市の最上位計画である総合計画に即するほか、県が定める都市計画区域マスタープラン、さらに関連分野の各種計画とも整合を図ることが必要となる。
- ・なお、平成 29 年に策定（平成 31 年に改定）した「松本市立地適正化計画」は、都市計画マスタープランの一部として位置づけられる。

図 上位関連計画と本計画の位置付け



(2) これまでの策定・改定の経緯

- ・都市計画マスタープランは平成 4 年の都市計画法改正によって創設された制度であり、本市では、平成 11 年 5 月に最初の「松本市都市計画マスタープラン」を策定している。
- ・その後、平成 17 年の四賀村、安曇村、奈川村、梓川村との合併を受け、平成 22 年 3 月、新たな市域を対象とするマスタープランを策定し、さらに、平成 22 年 3 月の波田町との合併を受け、平成 25 年 3 月に計画の一部改定を行っている。

2 現在の都市計画マスタープランの概要

(1) 計画策定年次・計画期間

- 計画策定年次 : 平成 22 年 (2010 年) 3 月 (平成 25 年 (2013 年) 3 月一部改訂)
- 計画期間 : 概ね 20 年間 (平成 17 年 (2005 年: 基準年) ~ 37 年 (2025 年: 目標年次))

(2) 計画構成

- 第 1 「都市計画マスタープラン」とは
- 第 2 松本市の現況と都市づくりの課題
- 第 3 全体構想 …将来都市像、都市づくりの目標、将来都市構造、都市整備の方針等
- 第 4 地域別構想 …14 地域で構成
- 第 5 都市計画マスタープランの実現に向けて
- 付録・用語集

(3) 将来都市像等

【将来都市像】

ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市

【都市づくりの基本理念】

- 安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり
- 美しい環境を未来へとつなぐ都市づくり
- 熱気と活気にあふれ輝く都市づくり

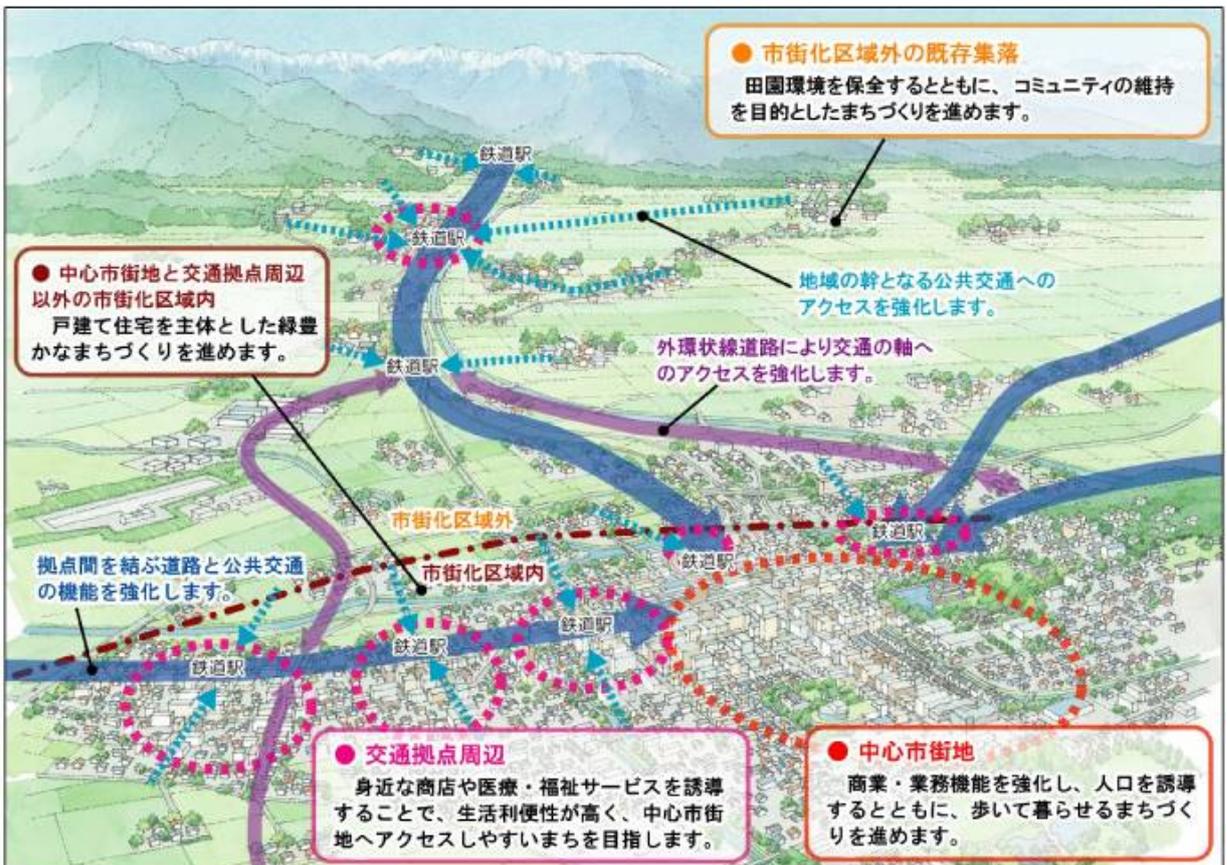
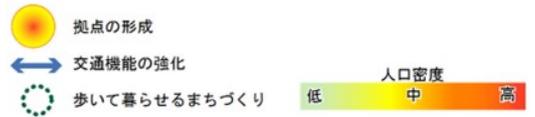
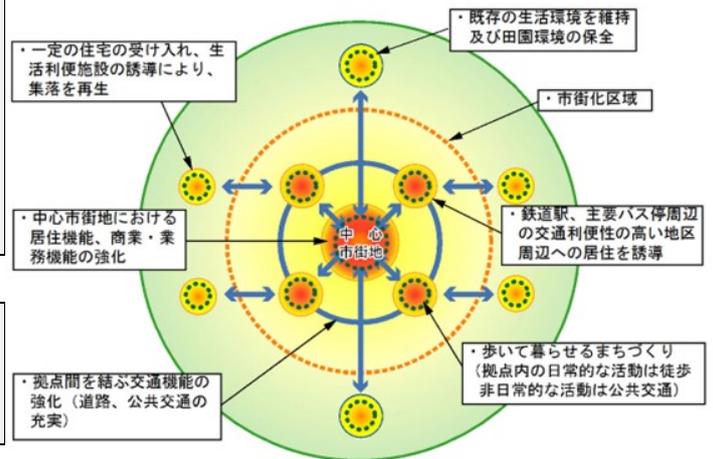
【都市づくりの目標】

- ①子どもからお年寄りまでが安全で安心して暮らせる都市づくり
- ②美しい環境を大切にする、持続可能な都市づくり
- ③活力ある地域産業を育む都市づくり
- ④市民・地域の連携・協働による都市づくり

【将来人口】

- 将来人口 : 226,000 人
(当時の社人研推計では H37 : 221,000 人)
- 将来世帯数 : 101,000 世帯 (2.24 人/世帯)

松本市が目指す集約型都市構造



◆ 松本市における集約型都市構造のイメージ